

労働金庫法施行規則等の一部を改正する命令 新旧対照表・附則

目次

【新旧対照表】

- 一 労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 二 労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令（平成六年大蔵省・労働省令第一号）・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 三 労働金庫及び労働金庫連合会の金融機能の強化のための
特別措置に関する命令（平成十六年内閣府・厚生労働省令第七号）・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

【附則】

- 附則 労働金庫法施行規則等の一部を改正する命令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

改正案

現行

<p>（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）</p> <p>第五条 次に掲げる規定に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 法第六十二条の六第二項第三号及び第十項第三号</p> <p>十一〇十五（略）</p> <p>（電磁的記録の備置きに関する特則）</p> <p>第六条 次に掲げる規定に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、労働金庫又は労働金庫連合会（以下「金庫」と総称する。）の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報を電気通信回線を通じて金庫の従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録するものによる措置とする。</p> <p>一〇三（略）</p> <p>（創立総会の議事録）</p>	<p>（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）</p> <p>第五条 次に掲げる規定に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 法第六十二条の六第二項第三号及び第九項第三号</p> <p>十一〇十五（略）</p> <p>（電磁的記録の備置きに関する特則）</p> <p>第六条 次に掲げる規定に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、労働金庫又は労働金庫連合会（以下「金庫」と総称する。）の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報を電気通信回線を通じて金庫の従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。</p> <p>一〇三（略）</p> <p>（創立総会の議事録）</p>
--	---

第八条 (略)

2 (略)

3 創立総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならぬ。

一・二 (略)

三 創立総会に出席した発起人、理事又は監事の氏名又は名称

四 (略)

五 議事録の作成に係る職務を行った発起人の名称

(業務の適正を確保するための体制)

第十九条 法第三十八条第五号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める体制は、当該金庫における次に掲げる体制とする。

一 当該金庫の理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

二 当該金庫の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

三 当該金庫の理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

四 当該金庫の職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

五 次に掲げる体制その他の当該金庫及びその子法人等から成る集団における業務の適正を確保するための体制

イ 当該金庫の子法人等の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これ

第八条 (略)

2 (略)

3 創立総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならぬ。

一・二 (略)

三 創立総会に出席した発起人、理事又は監事の氏名

四 (略)

五 議事録の作成に係る職務を行った発起人の氏名

(業務の適正を確保するための体制)

第十九条 法第三十八条第五号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める体制は、次に掲げる体制とする。

一 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

三 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

四 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

五 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

<p>十 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な体制</p> <p>九 次に掲げる体制その他の当該金庫の監事への報告に関する体制</p> <p>イ 当該金庫の理事及び職員が当該金庫の監事に報告をするための体制</p> <p>ロ 当該金庫の子法人等の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該金庫の監事に報告をするための体制</p> <p>八 当該金庫の監事の第六号の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項</p> <p>七 前号の職員の当該金庫の理事からの独立性に関する事項</p> <p>六 当該金庫の監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項</p> <p>ニ 当該金庫の子法人等の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</p> <p>ハ 当該金庫の子法人等の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制</p> <p>ロ 当該金庫の子法人等の損失の危険の管理に関する規程その他の体制</p> <p>（）の職務の執行に係る事項の当該金庫への報告に関する体制</p> <p>ハ及びニにおいて「取締役等」という。</p>	<p>六 前号の職員の理事からの独立性に関する事項</p> <p>七 理事及び職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
---	--

取扱いを受けないことを確保するための体制

十一 当該金庫の監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

十二 その他当該金庫の監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(削る)

(業務報告の内容を記載した書面等の記載方法)

第二十一条 (略)

2 法第三十八条第五項第五号に規定する体制の整備についての決議があるときは、その決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要を、前項の規定により作成する業務報告の内容としなければならない。

3 (略)

(計算書類等の会員への提供)

第三十二条 (略)

2・3 (略)

4 提供計算書類に表示すべき事項(注記に係るものに限る。)に係る情報を、通常総会に係る招集通知を发出する時から通常総会の日から三月を経過する日までの間、継続して電磁的方法により会員が

(新設)

八 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

九 当該金庫及びその子法人等における業務の適正を確保するための体制

(業務報告の内容を記載した書面等の記載方法)

第二十一条 (略)

2 法第三十八条第五項第五号に規定する体制の整備についての決議があるときは、その決議の内容の概要を、前項の規定により作成する業務報告の内容としなければならない。

3 (略)

(計算書類等の会員への提供)

第三十二条 (略)

2・3 (略)

4 提供計算書類に表示すべき事項(注記に係るものに限る。)に係る情報を、通常総会に係る招集通知を发出する時から通常総会の日から三月を経過する日までの間、継続して電磁的方法により会員が

提供を受けることができる状態に置く措置（第一条第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。次項において同じ。）を使用する方法によつて行われるものに限る。第七項において同じ。）をとる場合における第二項の規定の適用については、当該事項につき同項各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める方法により会員に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款のある場合に限る。

5・6 (略)

7 第四項の規定は、提供計算書類に表示すべき事項のうち注記に係るもの以外のものに係る情報についても、電磁的方法により会員が提供を受けることができる状態に置く措置をとることを妨げるものではない。

(報酬等の額の算定方法)

第三十四条 法第四十二条第四項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 (略)

二 イに掲げる額をロに掲げる数で除して得た額

イ (略)

提供を受けることができる状態に置く措置（第一条第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。次項において同じ。）を使用する方法によつて行われるものに限る。）をとる場合における第二項の規定の適用については、当該事項につき同項各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める方法により会員に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款のある場合に限る。

5・6 (略)

(新設)

第三十四条 法第四十二条第四項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 (略)

二 イに掲げる額をロに掲げる数で除して得た額

イ (略)

ロ 当該役員等がその職に就いていた年数（当該役員等が次に掲げるものに該当する場合における次に定める数が当該年数を超えている場合にあつては、当該数）

(1) (略)

(2) 代表理事以外の理事であつて、次に掲げるもの 四

(i) 理事会の決議によつて金庫の業務を執行する理事として選定されたもの

(ii) 当該金庫の業務を執行した理事（(i)に掲げる理事を除く。）

(3) (1)及び(2)に掲げる理事以外の理事、監事又は会計監査人
二

(削る)

ロ 当該役員等がその職に就いていた年数（当該役員等が次に掲げるものに該当する場合における次に定める数が当該年数を超えている場合にあつては、当該数）

(1) (略)

(2) 代表理事以外の理事（会員外理事（法第四十二条第四項第二号に規定する会員外理事をいう。(3)において同じ。)を除く。) 四

(3) 会員外理事、監事又は会計監査人 二

2| 法第四十二条第四項第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める業務を執行する理事は、次に掲げるものとする。

一| 代表理事

二| 代表理事以外の理事であつて、理事会の決議によつて金庫の業務を執行する理事として選定されたもの

三| 当該金庫の業務を執行した前二号以外の理事

3| 法第四十二条第四項第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める業務を執行する取締役は、次に掲げるものとする。

一| 代表取締役

二| 代表取締役以外の取締役であつて、取締役会の決議によつて金庫の子法人等の業務を執行する取締役として選定されたもの

三| 当該子法人等の業務を執行した前二号以外の取締役

(削る)

2 | (略)

(役員等の責任を追及する訴えの提起の請求方法)

第三十五条 (略)

(役員等の責任を追及する訴えを提起しない理由の通知方法)

第三十六条 法第四十二条の四において準用する会社法第八百四十七条第四項の内閣府令・厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 (略)

二 役員等の責任を追及する訴えについての前条第一号に掲げる者の責任又は義務の有無についての判断及びその理由

三 前号の者に責任又は義務があると判断した場合において、役員等の責任を追及する訴えを提起しないときは、その理由

(吸収合併消滅金庫の事前開示事項)

第六十四条 法第六十二条の五第一項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～四 (略)

五 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続金庫の債務(法第六十二条の五第五項において準用する法第五十七条第一項の規定により吸収合併について異議を述べることができる債権

4 | (略)

(責任追及の訴えの提起の請求方法)

第三十五条 (略)

(訴えを提起しない理由の通知方法)

第三十六条 法第四十二条の四において準用する会社法第八百四十七条第四項の内閣府令・厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 (略)

二 役員等の責任又は義務の有無についての判断及びその理由

三 役員等に責任又は義務があると判断した場合において、役員等の責任追及の訴えを提起しないときは、その理由

(吸収合併消滅金庫の事前開示事項)

第六十四条 法第六十二条の五第一項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～四 (略)

五 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続金庫の債務(法第六十二条の五第四項において準用する法第五十七条第一項の規定により吸収合併について異議を述べることができる債権

者に対して負担する債務に限る。)の履行の見込みに関する事項

六 (略)

(吸収合併存続金庫の事前開示事項)

第六十五条 法第六十二条の六第一項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～四 (略)

五 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続金庫の債務(法第六十二条の六第七項において準用する法第五十七条第一項の規定により吸収合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。)の履行の見込みに関する事項

六 (略)

(吸収合併存続金庫の事後開示事項)

第六十六条 法第六十二条の六第八項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 吸収合併消滅金庫における次に掲げる事項

イ 法第六十二条の五第四項の規定による請求に係る手続の経過

ロ 法第六十二条の五第五項において準用する法第五十七条の規定による手続の経過

定による手続の経過

三 吸収合併存続金庫における次に掲げる事項

イ 法第六十二条の六第六項の規定による請求に係る手続の経過

者に対して負担する債務に限る。)の履行の見込みに関する事項

六 (略)

(吸収合併存続金庫の事前開示事項)

第六十五条 法第六十二条の六第一項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～四 (略)

五 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続金庫の債務(法第六十二条の六第六項において準用する法第五十七条第一項の規定により吸収合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。)の履行の見込みに関する事項

六 (略)

(吸収合併存続金庫の事後開示事項)

第六十六条 法第六十二条の六第七項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 吸収合併消滅金庫における法第六十二条の五第四項において準用する法第五十七条の規定による手続の経過

用する法第五十七条の規定による手続の経過

三 吸収合併存続金庫における法第六十二条の六第六項において準用する法第五十七条の規定による手続の経過

用する法第五十七条の規定による手続の経過

三 吸収合併存続金庫における法第六十二条の六第六項において準用する法第五十七条の規定による手続の経過

用する法第五十七条の規定による手続の経過

ロ 法第六十二条の六第七項において準用する法第五十七条の規定による手続の経過

四〇六 (略)

(新設合併設立金庫の事後開示事項)

第六十八条 法第六十三条第六項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 法第六十二条の七第四項の規定による請求に係る手続の経過

三 法第六十二条の七第五項において準用する法第五十七条の規定による手続の経過

四 (略)

五 前各号に掲げるもののほか、新設合併に関する重要な事項

2 (略)

(合併の認可の申請等)

第六十九条 金庫は、法第六十四条第四項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

一〇四 (略)

五 法第六十二条の五第四項、第六十二条の六第六項又は第六十二条の七第四項の規定による請求をした会員があるときは、当該請求に係る手続の経過を記載した書面

四〇六 (略)

(新設合併設立金庫の事後開示事項)

第六十八条 法第六十三条第六項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 法第六十二条の七第四項において準用する法第五十七条の規定による手続の経過

三 法第六十二条の七第五項において準用する法第五十七条の規定による手続の経過

四 (略)

五 前三号に掲げるもののほか、新設合併に関する重要な事項

2 (略)

(合併の認可の申請等)

第六十九条 金庫は、法第六十四条第四項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

一〇四 (略)

(新設)

五の二 法第六十二条の五第五項、第六十二条の六第七項又は第六十二条の七第五項において準用する法第五十七条第二項の規定による公告及び催告（法第六十二条の五第五項、第六十二条の六第七項又は第六十二条の七第五項において準用する法第五十七条第三項の規定により公告を官報のほか法第九十一条の四第一項の規定による定款の定めに従い同項各号に掲げる公告方法によつてした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

2 (略)

六〇十二 (略)

(清算金庫の業務の適正を確保するための体制)

第七十条 法第六十七条において準用する法第三十八条第五項第五号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める体制は、次に掲げる体制とする。

- 一 (略)
- 二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 三 (略)
- 四 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する体制

五 法第六十二条の五第四項、第六十二条の六第六項又は第六十二条の七第四項において準用する法第五十七条第二項の規定による公告及び催告（法第六十二条の五第四項、第六十二条の六第六項又は第六十二条の七第四項において準用する法第五十七条第三項の規定により公告を官報のほか法第九十一条の四第一項の規定による定款の定めに従い同項各号に掲げる公告方法によつてした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

2 (略)

六〇十二 (略)

(清算金庫の業務の適正を確保するための体制)

第七十条 法第六十七条において準用する法第三十八条第五項第五号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める体制は、次に掲げる体制とする。

- 一 (略)
- 二 損失の危険に関する規程その他の体制
- 三 (略)
- 四 監事が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該職員に関する体制

五 (略)

六 監事の第四号の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

七 (略)

八 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

九 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手續そ

の他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る

方針に関する事項

十 (略)

(清算金庫の総会の議事録)

第七十三条 法第六十七条において準用する法第五十三条の五第一項の規定による清算金庫の総会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2 (略)

3 総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならぬ。

一・二 (略)

三 法第六十八条において準用する会社法第三百八十四条の規定により総会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の概要

四・六 (略)

五 (略)

(新設)

六 (略)

(新設)

(新設)

七 (略)

(清算金庫の総会の議事録)

第七十三条 法第六十七条において準用する法第五十三条の五第一項の規定による清算金庫の総会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2 (略)

3 総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならぬ。

一・二 (略)

三 法第六十八条において準用する会社法第三百八十四条により総会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の概要

四・六 (略)

(各清算事務年度に係る貸借対照表)

第七十六条 法第六十七条において準用する会社法第四百九十四条第一項の規定により作成すべき貸借対照表は、各清算事務年度に係る会計帳簿に基づき作成しなければならない。

2 (略)

3 法第六十七条において準用する会社法第四百九十四条第一項の規定により作成すべき貸借対照表の附属明細書は、貸借対照表の内容を補足する重要な事項をその内容としなければならない。

(各清算事務年度に係る事務報告)

第七十七条 法第六十七条において準用する会社法第四百九十四条第一項の規定により作成すべき事務報告は、清算に関する事務の執行の状況に係る重要な事項をその内容としなければならない。

2 法第六十七条において準用する会社法第四百九十四条第一項の規定により作成すべき事務報告の附属明細書は、事務報告の内容を補足する重要な事項をその内容としなければならない。

(清算金庫の監査報告)

第七十八条 法第六十七条において準用する会社法第四百九十五条第一項の規定による監査については、この条の定めるところによる。

(各清算事務年度に係る貸借対照表)

第七十六条 法第六十七条において準用する会社法第四百九十四条第一項の規定により作成すべき各清算事務年度に係る貸借対照表は、各清算事務年度に係る会計帳簿に基づき作成しなければならない。

2 (略)

3 法第六十七条において準用する会社法第四百九十四条第一項の規定により作成すべき各清算事務年度に係る貸借対照表の附属明細書は、貸借対照表の内容を補足する重要な事項を、その内容としなければならない。

(各清算事務年度に係る事務報告)

第七十七条 法第六十七条において準用する会社法第四百九十四条第一項の規定により作成すべき各清算事務年度に係る事務報告は、清算に関する事務の執行の状況に係る重要な事項をその内容としなければならない。

2 法第六十七条において準用する会社法第四百九十四条第一項の規定により作成すべき各清算事務年度に係る事務報告の附属明細書は、事務報告の内容を補足する重要な事項を、その内容としなければならない。

(清算金庫の監査報告)

第七十八条 法第六十七条において準用する会社法第四百九十五条第一項の規定による監査については、この条の定めるところによる。

<p>2 清算金庫の監事は、各清算事務年度に係る貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 各清算事務年度に係る貸借対照表及びその附属明細書が当該清算金庫の財産の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見</p> <p>三〜六 (略)</p> <p>3〜5 (略)</p> <p>6 第三項及び前項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前号に掲げる場合以外の場合 全ての監事</p> <p>(金庫の清算人の責任を追及する訴えの提起の請求方法)</p> <p>第八十一条 (略)</p> <p>(金庫の清算人の責任を追及する訴えを提起しない理由の通知方法)</p> <p>第八十二条 法第六十八条において準用する会社法第八百四十七条第四項の内閣府令・厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。</p> <p>一 (略)</p>	<p>2 清算金庫の監事は、各清算事務年度に係る貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 各清算事務年度に係る貸借対照表及びその附属明細書が当該清算金庫の財産の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見</p> <p>三〜六 (略)</p> <p>3〜5 (略)</p> <p>6 第三項及び前項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前号に掲げる場合以外の場合 すべての監事</p> <p>(責任追及の訴えの提起の請求方法)</p> <p>第八十一条 (略)</p> <p>(訴えを提起しない理由の通知方法)</p> <p>第八十二条 法第六十八条において準用する会社法第八百四十七条第四項の内閣府令・厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。</p> <p>一 (略)</p>
---	--

二 金庫の清算人の責任を追及する訴えについての前条第一号に掲げる者の責任又は義務の有無についての判断及びその理由

三 前号の者に責任又は義務があると判断した場合において、金庫の清算人の責任を追及する訴えを提起しないときは、その理由

二 清算人の責任又は義務の有無についての判断及びその理由

三 清算人に責任又は義務があると判断した場合において、清算人の責任追及の訴えを提起しないときは、その理由

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（出資の履行の仮装に関して責任をとるべき理事）</p> <p>第六条の二 法第十四条第二項において準用する会社法第二百十三条の三第一項に規定する主務省令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 出資の履行（法第十二条第一項の規定による払込みをいう。以下この条において同じ。）の仮装に関する職務を行った理事</p> <p>二 出資の履行の仮装が理事会の決議に基づいて行われたときは、次に掲げる者</p> <p>イ 当該理事会の決議に賛成した理事</p> <p>ロ 当該理事会に当該出資の履行の仮装に関する議案を提案した理事</p> <p>三 出資の履行の仮装が普通出資者総会の決議に基づいて行われたときは、次に掲げる者</p> <p>イ 当該普通出資者総会に当該出資の履行の仮装に関する議案を提案した理事</p> <p>ロ イの議案の提案の決定に同意した理事</p> <p>ハ イの議案の提案が理事会の決議に基づいて行われたときは、当該理事会の決議に賛成した理事</p> <p>二 当該普通出資者総会において当該出資の履行の仮装に関する</p>	<p style="text-align: center;">（新設）</p>

事項について説明をした理事

(支払を求める訴えの提起の請求方法)

第七条 (略)

2 法第十四条第二項において準用する会社法第八百四十七条第四項の主務省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 (略)

二 法第十四条第二項において準用する会社法第八百四十七条第一項の規定による請求に係る訴えについての前項第一号に掲げる者の義務の有無についての判断及びその理由

三 前号の者に義務があると判断した場合において、法第十四条第二項において準用する会社法第八百四十七条第一項に規定する支払を求める訴えを提起しないときは、その理由

(優先出資者総会参考書類の記載の特則)

第二十条 優先出資者総会参考書類に記載すべき事項（次に掲げるものを除く。）に係る情報を、当該優先出資者総会に係る招集通知を发出する時から当該優先出資者総会の日から三月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により優先出資者が提供を受けることができる状態に置く措置（第二十五条第一項第一号に掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自

(支払を求める訴えの提起の請求方法)

第七条 (略)

2 法第十四条第二項において準用する会社法第八百四十七条第四項の主務省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 (略)

二 法第十四条第二項において準用する会社法第二百十二条第一項の義務を負う募集優先出資の引受人（次号において「請求対象者」という。）の義務の有無についての判断

三 請求対象者に義務があると判断した場合において、法第十四条第二項において準用する会社法第八百四十七条第一項に規定する支払を求める訴えを提起しないときは、その理由

(優先出資者総会参考書類の記載の特則)

第二十条 優先出資者総会参考書類に記載すべき事項（次に掲げるものを除く。）に係る情報を、当該優先出資者総会に係る招集通知を发出する時から当該優先出資者総会の日から三月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により優先出資者が提供を受けることができる状態に置く措置（第二十五条第一項第一号に掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自

動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。以下同じ。）を使用する方法によって行われるものに限る。第三項において同じ。）をとる場合には、当該事項は、当該事項を記載した優先出資者総会参考書類を優先出資者に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。

一・二 (略)

三 優先出資者総会参考書類に記載すべき事項(前二号に掲げるものを除く。)につきこの項の措置をとることについて監事が異議を述べている場合における当該事項

2 (略)

3 第一項の規定は、同項各号に掲げる事項に係る情報についても、電磁的方法により優先出資者が提供を受けることができる状態に置く措置をとることを妨げるものではない。

(報酬等の額の算定方法)

第二十三条 法第四十一条第四項に規定する主務省令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 (略)

二 イに掲げる額をロに掲げる数で除して得た額

イ (略)

ロ 当該役員等がその職に就いていた年数(当該役員等が次に掲げる者に該当する場合における次に定める数が当該年数を超え

動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。以下同じ。)を使用する方法によって行われるものに限る。)をとる場合には、当該事項は、当該事項を記載した優先出資者総会参考書類を優先出資者に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。

一・二 (略)

三 優先出資者総会参考書類に記載すべき事項(前号に掲げるものを除く。)につきこの項の措置をとることについて監事が異議を述べている場合における当該事項

2 (略)

(新設)

(報酬等の額の算定方法)

第二十三条 法第四十一条第四項に規定する主務省令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 (略)

二 イに掲げる額をロに掲げる数で除して得た額

イ (略)

ロ 当該役員等がその職に就いていた年数(当該役員等が次に掲げる者に該当する場合における次に定める数が当該年数を超え

<p>ている場合にあつては、当該数)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第四十二条第四項第二号に掲げるもの 四</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げる者以外の理事、監事又は会計監査人 二</p> <p>2 (略)</p> <p>(電磁的記録の備置きに関する特則)</p> <p>第三十条 法第三十九条第三項に規定する主務省令で定めるものは、金庫の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報を電気通信回線を通じて金庫の従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録するものによる措置とする。</p>	<p>ている場合にあつては、当該数)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 代表理事以外の理事(会員外理事等(法第四十一条第四項第二号に規定する会員外理事等をいう。(3)において同じ。)を除く。) 四</p> <p>(3) 会員外理事等、監事又は会計監査人 二</p> <p>2 (略)</p> <p>(電磁的記録の備置きに関する特則)</p> <p>第三十条 法第三十九条第三項に規定する主務省令で定めるものは、金庫の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報を電気通信回線を通じて金庫の従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。</p>
--	--

三 労働金庫及び労働金庫連合会の金融機能の強化のための特別措置に関する命令（平成十六年内閣府・厚生労働省令第七号）

改正案	現行
<p>（経営強化計画の提出） 第三条（略）</p> <p>2 前項第五号に規定する員外監事とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>一 労働金庫の監事のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの。</p> <p>イ 当該労働金庫の会員（個人会員（労働金庫法第十三条第一項に規定する個人会員をいう。以下イにおいて同じ。）を除く。）を構成する者（同条第二項に規定する代議員を含む。）又は個人会員以外の者であること。</p> <p>ロ その就任の前五年間当該労働金庫の理事若しくは職員又は当該労働金庫の子会社（労働金庫法第三十二条第五項に規定する子会社をいう。次号ロにおいて同じ。）の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員。次号ロにおいて同じ。）若しくは執行役若しくは使用人でなかったもの。</p> <p>ハ 当該労働金庫の理事又は参事その他の重要な使用人の配偶者又は二親等以内の親族以外の者であること。</p> <p>二 労働金庫連合会の監事のうち、次に掲げる要件のいずれにも該</p>	<p>（経営強化計画の提出） 第三条（略）</p> <p>2 前項第五号に規定する員外監事とは、次のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>一 労働金庫の監事のうち、当該労働金庫の会員（労働金庫法第十三条第一項に規定する個人会員（以下この号において「個人会員」という。）を除く。）を構成する者（同条第二項に規定する代議員を含む。）又は個人会員以外の者であつてその就任の前五年間当該労働金庫の理事若しくは職員又は当該労働金庫の子会社（同法第三十二条第五項に規定する子会社をいう。次号において同じ。）の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員。次号において同じ。）、執行役若しくは使用人でなかったもの。</p> <p>二 労働金庫連合会の監事のうち、当該労働金庫連合会の会員であ</p>

当するもの

イ 当該労働金庫連合会の会員である労働金庫の役員又は職員以外の者であること。

ロ その就任の前五年間当該労働金庫連合会の理事若しくは職員又は当該労働金庫連合会の子会社の取締役、会計参与若しくは執行役若しくは使用人でなかったこと。

ハ 当該労働金庫連合会の理事又は参事その他の重要な使用人の配偶者又は二親等以内の親族以外の者であること。

(法第十二条第一項等の規定による経営強化計画の提出)

第十八条 法第十二条第一項(法第十四条第十一項において準用する場合を含む。以下この条及び第二十条において同じ。)の規定により経営強化計画を提出する労働金庫等は、その実施している経営強化計画(法第四条第一項の規定により提出したもの、法第九条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又は法第十二条第一項若しくは第十四条第三項の規定により承認を受けたものをいう。)の実施期間の終了の日から三月以内(当該労働金庫等が当該実施期間内に法第十四条第一項の規定による認可を受けようとするときは、当該実施期間が終了する一月前まで)に、別紙様式第一号に準じて作成した経営強化計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、当該実施期間の終了の日から三月以内に、協定銀行が法第四条第一項の規定により提出された経営強化計画に係る法第五条第一項の規定による決定

る労働金庫の役員又は職員以外の者であつてその就任の前五年間当該労働金庫連合会の理事若しくは職員又は当該労働金庫連合会の子会社の取締役、会計参与、執行役若しくは使用人でなかったもの

(法第十二条第一項等の規定による経営強化計画の提出)

第十八条 法第十二条第一項(法第十四条第十一項において準用する場合を含む。以下この条及び第二十条において同じ。)の規定により経営強化計画を提出する労働金庫等は、その実施している経営強化計画(法第四条第一項の規定により提出したもの、法第九条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又は法第十二条第一項若しくは第十四条第三項の規定により承認を受けたものをいう。)の実施期間の終了の日から三月以内に、別紙様式第一号に準じて作成した経営強化計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、当該労働金庫等が当該期間内に法第十四条第一項の規定による認可を受けようとするものであるときは、当該実施期間が終了する一月前までに提出しなければならない。

を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った当該労働金庫等に係る取得株式等（法第十条第二項に規定する取得株式等をいう。以下この章において同じ。）又は取得貸付債権（法第十条第一項に規定する取得貸付債権をいう。以下この章において同じ。）の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けた場合にあっては、この限りでない。

一（三）（略）

2 法第十二条第一項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一（略）

二 協定銀行が現に保有する取得株式等及び取得貸付債権のうち経営強化計画を提出する労働金庫等を発行者又は債務者とするものの額及びその内容

（法第二十二條第一項等の規定による経営強化計画の提出）

第四十三條 法第二十二條第一項（法第二十四條第十一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により経営強化計画を提出する労働金庫等は、その実施している経営強化計画（法第十六条第一項の規定により提出したもの、法第十九條第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又は法第二十二條第一項若しくは第二十四條第三項の規定による承認を受けたものをいう。）の実施期間の終

一（三）（略）

2 法第十二条第一項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一（略）

二 協定銀行が現に保有する取得株式等（法第十条第二項に規定する取得株式等をいう。以下この章において同じ。）及び取得貸付債権（同条第一項に規定する取得貸付債権をいう。以下この章において同じ。）のうち経営強化計画を提出する労働金庫等を発行者又は債務者とするものの額及びその内容

（法第二十二條第一項等の規定による経営強化計画の提出）

第四十三條 法第二十二條第一項（法第二十四條第十一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により経営強化計画を提出する労働金庫等は、その実施している経営強化計画（法第十六条第一項の規定により提出したもの、法第十九條第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又は法第二十二條第一項若しくは第二十四條第三項の規定による承認を受けたものをいう。）の実施期間の終

了の日から三月以内（当該労働金庫等が当該実施期間内に法第二十四條第一項の規定による認可を受けようとするときは、当該実施期間が終了する一月前まで）に、別紙様式第二号に準じて作成した経営強化計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、当該実施期間の終了の日から三月以内に、協定銀行が法第十六條第一項の規定により提出された経営強化計画に係る法第十七條第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った当該労働金庫等に係る取得株式等（法第二十二條第二項に規定する取得株式等をいう。以下この章において同じ。）又は取得貸付債権（法第二十條第一項に規定する取得貸付債権をいう。以下この章において同じ。）の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けた場合にあつては、この限りでない。

一 三（略）

2 法第二十二條第一項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一（略）

二 協定銀行が現に保有する取得株式等及び取得貸付債権のうち経営強化計画を提出する労働金庫等を発行者又は債務者とするものの額及びその内容

了の日から三月以内に、別紙様式第二号に準じて作成した経営強化計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、当該労働金庫等が当該期間内に法第二十四條第一項の規定による認可を受けようとするものであるときは、当該実施期間が終了する一月前までに提出しなければならない。

一 三（略）

2 法第二十二條第一項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一（略）

二 協定銀行が現に保有する取得株式等（法第二十條第二項に規定する取得株式等をいう。以下この章において同じ。）及び取得貸付債権（同條第一項に規定する取得貸付債権をいう。以下この章において同じ。）のうち経営強化計画を提出する労働金庫等を発行者又は債務者とするものの額及びその内容

(法第二十二條第三項等の規定による経営計画の提出)

第四十五條 法第二十二條第三項(法第二十四條第十一項において準用する場合を含む。以下この條及び次條において同じ。)の規定により経営計画を提出する労働金庫等は、その実施している経営強化計画(法第十六條第三項の規定により提出したもの、法第十九條第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又は法第二十二條第一項若しくは第二十四條第三項の規定による承認を受けたものをいう。又は経営計画(法第二十二條第三項又は第二十四條第五項の規定により提出したものをいう。)の実施期間の終了の日から三月以内(当該労働金庫等が当該実施期間内に法第二十四條第一項の規定による認可を受けようとするときは、当該実施期間が終了する一月前まで)に、別紙様式第四号により作成した経営計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、当該実施期間の終了の日から三月以内に、協定銀行が法第十六條第三項の規定により提出された経営強化計画に係る法第十七條第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った当該労働金庫等に係る取得株式等又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けた場合にあっては、この限りでない。

一・二 (略)

2・3 (略)

(法第三十三條第一項等の規定による経営強化計画の提出)

(法第二十二條第三項等の規定による経営計画の提出)

第四十五條 法第二十二條第三項(法第二十四條第十一項において準用する場合を含む。以下この條及び次條において同じ。)の規定により経営計画を提出する労働金庫等は、その実施している経営強化計画(法第十六條第三項の規定により提出したもの、法第十九條第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又は法第二十二條第一項若しくは第二十四條第三項の規定による承認を受けたものをいう。又は経営計画(法第二十二條第三項又は第二十四條第五項の規定により提出したものをいう。)の実施期間の終了の日から三月以内に、別紙様式第四号により作成した経営計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、当該労働金庫等が当該期間内に法第二十四條第一項の規定による認可を受けようとするものであるときは、当該実施期間が終了する一月前までに提出しなければならない。

一・二 (略)

2・3 (略)

(法第三十三條第一項等の規定による経営強化計画の提出)

第六十二条 法第三十三条第一項（法第三十四条第七項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により経営強化計画を提出する協同組織金融機関は、その実施している経営強化計画（法第二十七条第一項若しくは第三十三条第一項の規定により提出したもの又は法第三十条第一項の規定による承認を受けたものをいう。）の実施期間の終了の日から三月以内（当該協同組織金融機関が当該実施期間内に法第三十四条第一項の規定による認可を受けようとするときは、当該実施期間が終了する一月前まで。次条第一項本文において同じ。）に、別紙様式第一号に準じて作成した経営強化計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、当該実施期間の終了の日から三月以内に、協定銀行が法第二十七条第一項の規定により提出された経営強化計画に係る法第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより取得した信託受益権等の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けた場合にあっては、この限りでない。

一・二（略）

2（略）

（法第三十三条第二項等の規定による経営強化指導計画の提出）

第六十三条 法第三十三条第二項（法第三十四条第七項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により経営強化指導計画を提出する協同組織中央金融機関は、前条第一項に規定

第六十二条 法第三十三条第一項（法第三十四条第七項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により経営強化計画を提出する協同組織金融機関は、その実施している経営強化計画（法第二十七条第一項若しくは第三十三条第一項の規定により提出したもの又は法第三十条第一項の規定による承認を受けたものをいう。）の実施期間の終了の日から三月以内に、別紙様式第一号に準じて作成した経営強化計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、当該協同組織金融機関が当該期間内に法第三十四条第一項の規定による認可を受けようとするときは、当該実施期間が終了する一月前までに提出しなければならない。

一・二（略）

2（略）

（法第三十三条第二項等の規定による経営強化指導計画の提出）

第六十三条 法第三十三条第二項（法第三十四条第七項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により経営強化指導計画を提出する協同組織中央金融機関は、前条第一項に規定

する実施期間の終了の日から三月以内に、当該経営強化指導計画に
役員の履歴書その他の法第三十三条第二項に規定する経営指導の内
容の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類を添付して
、金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし
、当該実施期間の終了の日から三月以内に、協定銀行が法第二十七
条第一項の規定により提出された経営強化計画に係る法第二十八条
第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより取得した信託受
益権等の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けた
場合にあつては、この限りでない。

2
(略)

(法第三十三条第三項等の規定による経営計画の提出)

第六十四条 法第三十三条第三項（法第三十四条第七項において準用
する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により経営計
画を提出する協同組織金融機関は、その実施している経営強化計画
（法第二十七条第一項若しくは第三十四条第三項の規定により提出
したもの又は法第三十条第一項の規定による承認を受けた変更後の
ものをいう。）又は経営計画（法第三十三条第三項又は第三十四条
第五項の規定により提出したものをいう。）の実施期間の終了の日
から三月以内（当該協同組織金融機関が当該実施期間内に法第二十
四条第一項の規定による認可を受けようとするときは、当該実施期
間を終了する一月前まで。次条第一項本文において同じ。）に、別
紙様式第四号に準じて作成した経営計画に次に掲げる書類を添付し

する実施期間の終了の日から三月以内（同項ただし書に該当する場
合にあつては、当該実施期間が終了する一月前まで）に、当該経営
強化指導計画に役員の履歴書その他の法第三十三条第二項に規定す
る経営指導の内容の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す
書類を添付して、金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければな
らない。

2
(略)

(法第三十三条第三項等の規定による経営計画の提出)

第六十四条 法第三十三条第三項（法第三十四条第七項において準用
する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により経営計
画を提出する協同組織金融機関は、その実施している経営強化計画
（法第二十七条第一項若しくは第三十四条第三項の規定により提出
したもの又は法第三十条第一項の規定による承認を受けた変更後の
ものをいう。）又は経営計画（法第三十三条第三項又は第三十四条
第五項の規定により提出したものをいう。）の実施期間の終了の日
から三月以内に、別紙様式第四号に準じて作成した経営計画に次に
掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。た
だし、当該協同組織金融機関が当該期間内に法第三十四条第一項の
規定による認可を受けようとするものであるときは、当該実施期間

て、金融庁長官に提出しなければならない。ただし、当該実施期間の終了の日から三月以内に、協定銀行が法第二十七条第一項の規定により提出された経営強化計画に係る法第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより取得した信託受益権等の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けた場合にあつては、この限りでない。

一・二 (略)

2・3 (略)

(法第三十三条第四項等の規定による経営指導計画の提出)

第六十五条 法第三十三条第四項（法第三十四条第七項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の規定により経営指導計画を提出する協同組織中央金融機関は、前条第一項に規定する実施期間の終了の日から三月以内に、当該経営指導計画に役員の履歴書を添付して、金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、当該実施期間の終了の日から三月以内に、協定銀行が法第二十七条第一項の規定により提出された経営強化計画に係る法第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより取得した信託受益権等の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けた場合にあつては、この限りでない。

2 (略)

が終了する一月前までに提出しなければならない。

一・二 (略)

2・3 (略)

(法第三十三条第四項等の規定による経営指導計画の提出)

第六十五条 法第三十三条第四項（法第三十四条第七項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の規定により経営指導計画を提出する協同組織中央金融機関は、前条第一項に規定する実施期間の終了の日から三月以内（同項ただし書に該当する場合にあつては、当該実施期間が終了する一月前まで）に、当該経営指導計画に役員の履歴書を添付して、金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 (略)

附 則

(施行期日)

第一条 この命令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年五月一日）から施行する。

(労働金庫法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この命令の施行の日（以下「施行日」という。）前に終了した事業年度のうち最終のものに係る労働金庫及び労働金庫連合会の業務報告の記載又は記録については、なお従前の例による。

2 施行日以後に終了する事業年度のうち最初のものに係る労働金庫及び労働金庫連合会の業務報告に係る

第一条の規定による改正後の労働金庫法施行規則第二十一条第二項の規定の適用については、同項中「運用状況」とあるのは、「運用状況（会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する

法律（平成二十六年法律第九十一号）の施行の日以後のものに限る。」とする。

（労働金庫及び労働金庫連合会の金融機能の強化のための特別措置に関する命令の一部改正に伴う経過措置）

置）

第三条 この命令の施行の際現に第三条の規定による改正前の労働金庫及び労働金庫連合会の金融機能の強

置）

置）

化のための特別措置に関する命令第三条第二項に規定する者に該当する者を監事に選任している労働金庫又は労働金庫連合会の監事については、この命令の施行後最初に終了する事業年度に関する通常総会の終結の時までは、第三条の規定による改正後の労働金庫及び労働金庫連合会の金融機能の強化のための特別措置に関する命令第三条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。